

●群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（案）及び群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則（案）に関する意見募集結果について

※提出された御意見について、趣旨を損なわない範囲で加筆・修正しています。

No.	該当項目	御意見 (要旨)	回答 (意見に対する考え方)	修正 有無
1	条例 第3条 (再生資源物屋外保管業者の責務)	解決までの日時が一定日時を超えた場合、または、解決が難しいと感じた場合、県又は市町村に報告し、県又は市町村にしたがうとし、結果を県又は市町村に報告することとしてほしい。 (住民の理解がないまま解決したとの虚偽の防止等、土地などの汚染状況を確認できる為)	条例の運用にあたり、御意見を参考にいたします。	無
2		敷地面積に関係なく、知事あるいは市町村の長の許可を必要とし、定期的に調査を必要とすることとしてほしい。 (置き場を分散するなどし事業を行う、ゴミ屋敷状態で不法に行う事も十分考えられる為。●●町なども、そうなりつつある)	規制対象事業による生活環境の保全上の支障の発生防止を目的とする上で、重大な支障を対象の中心として、県全域での実効性を確保する観点から、比較的小規模な事業場における事業は対象外としています。 条例の運用にあたり、許可期間内の定期的な立入検査の実施を検討します。	無
3	条例 第7条 (再生資源物屋外保管業の許可)	5年ごとの更新は長すぎる。仮に土地等が汚染されてしまっていた場合、その土地等を、除染再生する、時間と費用を考慮して年数を見直す必要があると考えます。	許可の有効期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業に係る規定等を参考としたものです。 条例の運用にあたり、許可期間内の定期的な立入検査の実施について検討します。	無
4		敷地面積が百平方メートルを超えない場合は知事の許可が必要でない、ということは、小さい空き地に無尽蔵に作られてしまう危険性があります。この敷地制限は、撤廃すべきです。●●町では、ここにもここにもという感じで小さい空き地を塀で囲みうずたかく積んであります。この条例で排除していただきたいというのが願いです。 また、人家から200メートル以上はなれていることという文言を加筆していただきたい。	条例案は、規制対象事業の適正化を図り、生活環境の保全上の支障の発生を防止することを目的としており、重大な支障を対象の中心として、県全域での実効性を確保する観点から、比較的小規模な事業場における事業は対象外としています。また、個別の土地利用を新たに規制しようとするものではありません。 規制対象事業の実施に既存の土地利用規制が適用されない場所においても、周辺的生活環境の保全に必要な措置が講じられる事業について許可することとしていますので、御理解をお願いします。	無

5	条例 第8条 (許可の基準)	<p>周囲に囲いを設けられていること、この点ですが、5メートルの高い囲いの中で何をやっているのが不明で、近隣の町民は不気味であるという訴えがあります。囲いは必要ですが、四方に透明部分を作り中の作業内容が見通せる状態にしたい。また門扉は子どもたちが間違っはいるのを防ぐ対策をとっていただきたい。</p>	<p>事業者の遵守が必要な基準において、営業時間内は外部から屋外保管等の状況を確認できることとしており、御意見の内容による方法も、唯一ではありませんがその1つとなります。御意見を参考に、条例の運用にあたり、事業場内への誤った進入の防止対策の対応等についても検討します。</p>	無
6		<p>油水分離槽の設置については、全ての業者が必要ではなく、油が充填されている機械を扱う業者がある業者のみに必要と考えられます。業者ごとに業務内容は異なります。業務内容において、必要なか不必要なのかを設定した方が良く考えます。</p>	<p>油水分離装置は、全ての事業場で必置ではなく、屋外保管等をする再生資源物への油の付着が恒常的にみられる等、汚水又は油が飛散、流出又は地下浸透のおそれがある場合において設ける設備の1つとしています。</p>	無
7		<p>囲い等を設置する場合、敷地内より内側に設置することとしてほしい。 (敷地いっぱいには設置された場合、囲いが敷地外に倒れたり、汚染水等が敷地外に放出される。スクラップヤードであるが、●●町に何か所がある)</p>	<p>事業場の周囲に設けることとしている囲いは、屋外保管等に伴って直接荷重がかかる場合には、構造耐力上安全であることとしています。併せて、同じく汚水又は油の飛散又は流出のおそれがある場合には、油水分離装置や排水溝等の設置とともに、その防止に必要な措置を講ずることとしています。</p>	無
8	条例 第10条 (基準遵守義務)	<p>第10条第7号は第8条第二号イと内容が重複していると考えます。</p>	<p>条例案の第8条第2号イは、事業場の周囲に囲いを設けること、また、第10条第7号は、営業時間内において外部から屋外保管等の状況を確認できること、についての規定であり、これらに重複はないものと考えています。(それぞれ適合が必要です。)</p>	無
9		<p>条例第10条第2号から第6号については、具体的な処置策を示していただきたい。 その処置策により、附則第7項の「施行日から起算して六月」という期間が適当なのか、そうでないのかというのが出てくると考えます。 その処置策により、附則第7項の「施行日から起算して六月」という期間が内容によっては、期間について、適当かそうでないのかの意見がでてくると考えます。</p>	<p>条例案の第10条第2号及び第3号における措置の内容は、それぞれ、条例施行規則案の第9条及び第10条のとおりです。 また、同条第4号から6号については、個別の事業ごとに、それぞれ必要な措置としての適合性を確認することとしています。 なお、既存事業者には、施行日以降の経過措置期間に、公布から施行までの期間も加えて、これらの基準への適合を求めることとしており、条例の成立・公布後は、できるだけ早い時期に、より詳細に周知を図ることと考えています。</p>	無
10	条例 第17条 (勧告及び保管方法等の改善命令等)	<p>実施者は、知事及び市町村の長又は任命を受けたものとした方が、よりスピーディーに対応できると考えます。</p>	<p>群馬県条例に基づき、知事が規制対象事業の許可を与えた事業者に対して行う行政指導又は行政処分についての規定です。実際の勧告や命令に係る文書交付等については、必要な手続の上で迅速に、担当の職員が行います。</p>	無

11	条例 第24条 (適用除外)	第3号において、使用済自動車の解体業者又は破砕業者が適用除外となっているが、現状更新期間が原則5年となっているので、最新の土地の汚染状況が解っていないので、この条例制定後に最低一回の、立ち入り検査を行ってほしい。	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の許可を受けた解体業者又は破砕業者に対しては、同法に基づき、許可更新時だけでなく必要な立入検査を実施しています。	無
12	条例 第25条 (市町村の条例との関係)	県側から野外保管等の調査員等を派遣し確認を必要とすることとしてほしい。 (前●●町の町長が市街化調整区域でありながら、住宅地の中で、住宅の前に自動車解体ヤードを認め操業させているという経緯があり。 さらに●●町にはヤードが複数住宅街にあり、毎日増加している一方で、町側は市街化調整区域という事で、認めている状況もあるので、調査員の必要性、平等性の為)	条例の運用にあたり、御意見も参考に、必要な手続が行われていない事業場の把握や対応に係る市町村との連携等について検討します。 (なお、他法令の違反行為等への対応は、当該法令を所管する行政機関によるところです。)	無
13	条例 第28条 (罰則)	罰則金の最低額を規定し、上限額は設定せず、汚染等が起きた場合の、修復費用等の請求もするとした方が良いと考える。 30万以下であれば、払って操業して方が得と考える者もいると考える。	罰則については、検察庁との協議結果に基づいて規定することとしています。	無
14	条例 附則 (経過措置)	施行日から1年というのは、期間が短すぎます。 第8条2項イ・ロ・ハの規定を実施するには、結構な時間と費用を要すると考えられます。そんな中で、資源回収に携わっている業者は、50年以上携わってきている業者が多く、さらには、社員数が1人～5人以内の零細企業が多いのが現状であり、実施する為に必要な時間と資金を用意するのにも、多大な時間が必要と考えられます。 必要な資金と時間について、考慮くださるようお願いいたします。そうしなければ、小さい業者を淘汰するだけの条例になると考えられます。5年以上の期間が必要です。	既存事業者に対する、条例案の第8条第2項の規定内容に係る経過措置の期間は、近県で既に施行されている同種の条例における規定等を参考としたものです。 事業場の改修等を要する場合も多いとは存じますが、生活環境の保全に係る措置が必要であることは新規事業者と同様であり、経過措置期間内での基準遵守に御理解をお願いします。	無
15	規則 第9条 (保管物の保管の高さ)	囲いに対して高さ制限等を守っていても囲いが壊れている場合も道路に崩壊して崩れ落ちる可能性がある為その場合にはただちに囲いを修繕し安全を確保することを追加すべきと考える。	条例案において、事業者の遵守が必要な基準として、事業場の周囲に囲いが設けられていること等の基準に適合するよう維持することとしています。	無
16	規則 第15条 (公衆の閲覧に供することを要しない場合)	常備使用する従業員の数が5人以下の場合は公衆の閲覧に供しないとありますが、どこの事業所でも大規模のところはなく小人数でやっているのが実情です。小さい事業所も確り条例を守り、本当の県民町民の安心安全が保証できるようにお願いいたします。	御意見にあるような、事業の規模が小さい場合等を含め、全ての規制対象事業について、事業場の見やすい場所への標識の掲示を始めとして、全ての基準が遵守されるよう、条例の運用にあたり、努めてまいります。	無

17	その他 (立地基準)	安全・生活環境の保全を務める様に、と書いてあるが、他地域条例からも安全・環境が保全できない住宅より100m以内は建設禁止を追加すべきと考える。	条例案は、規制対象事業の適正化を図り、生活環境の保全上の支障の発生を防止することを目的としており、個別の土地利用を新たに規制しようとするものではありません。 規制対象事業の実施に既存の土地利用規制が適用されない場所においても、周辺的生活環境の保全に必要な措置が講じられる事業について許可することとしていますので、御理解をお願いします。	無
18		屋外保管場所が市街地及び住宅地、病院、小学校、幼稚園、保育園等、農地、食品加工に準ずる施設から、一定距離離れる必要があると考えます。		無
19	その他 (既存業者に係る情報提供)	弊社は●●町で事業を営んでおります。●年●月に隣接土地にヤードが出来、それ以降毎日騒音(80db以上)及び地鳴りの様な振動に会社及び社員は苦勞しております。 特に弊社隣接境界線付近に作られた鉄板の塀(3m近く)に押し付けるように金属等のスクラップを積み上げておりますが、塀の高さを遥かに超えて積み上げており何時崩れるのか不安で仕方ありません。 既存業者への条例の対応を早急をお願い致します。	条例の運用にあたり、御意見を参考にいたします。 なお、御意見にある事業場については、条例の成立前においても、監視等を継続してまいります。	無
20	その他 (土地の所有者等)	現状スクラップヤードの状況は野放しの状態である。早期に厳しい規制を設けるべきと考える。主に外国籍の人間が経営しているのだが、やりたい放題である。優良な農地が汚染され続けていく、地主も簡単に売却してしまうのだが、これもまた問題なのである。 よって地域住民は大変な不安と迷惑をこうむっている。国や県を始め関係機関は法的な部分を早期に整備し、規制を掛け排除していく必要がある。大切な日本の環境を守り切ることだ。一部犯罪の温床と化したヤード、一刻も早く一掃して頂きたい。	条例の運用にあたり、御意見を参考にいたします。	無
21	その他 (条例案の概要について)	再生資源物を屋外で保管する事業場の一定数の存在があるという事で、不安の声や苦情が市町村に寄せられているということであれば、当然、再生資源物の屋外保管や事業場設置を規制する条例は制定すべき。屋外での保管を行う事業の許可制、関連する規制を定め、生活環境の保全と県民が安全安心に暮らすことができる社会の実現の為、早急に制定し、又、制定後も厳しくチェックされるよう望みます。又、しなければならぬと思います。環境的にもきわめて重要です。	条例の運用にあたり、御意見を参考にいたします。	無